

そ の 他 編

第 17 章 安全管理

第 1 節 安全管理

給水装置工事における適正な施工を確保し、事故を防止するため交通安全対策・現場の整理整頓・騒音防止等に努めること。

(解説)

- 1 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意しなければならない。
- 2 工事施工中の交通安全対策については、当該道路管理者、所轄警察署長の施工条件および指示に基づき適切に交通安全を施行し、かつ、通行者等の事故防止に努める対策を講じなければならない。
- 3 工事を夜間に行うときは、必ず注意灯を設置する等安全確保に努めなければならない。
- 4 保安施設の設置方法については、関係法令編「35 東北地方整備局保安施設設置基準（抜粋）」(P388～412)を遵守しなければならない。